

仕様書

陸上自衛隊仕様書		
第39回 ふれあいコンサート ちらし	仕様書番号	
	1DADM-10	
	作成年月日	令和5年5月10日
	作成部隊等名	第1師団司令部総務課総務班

1) 概要

この仕様書は、第1師団司令部が「第39回ふれあいコンサート」に使用するちらしについて規定する。

2) 製品に関する要求

2.1 規格等

部品名	規格	備考
用紙	コート紙 90kg	A4、片面カラー印刷、200部

2.2 形状・寸法等

形状および寸法は、規格等による。

2.3 外観

外観は、仕上がり優良で、傷、汚れなどの欠点がないものとする。

3) 検査

納品業者は、分任契約担当官の指名する者の定める検査を受けるものとする。

4) 納品時期

令和5年7月10日を納期とし、納品時に物品受領検査官による確認を実施し、規格及び校正内容の最終検査後納品受けする。

5) その他

5.1 要求元がイラストレーターCS6で作成したデータを提出する。

5.2 仕上がり状態について、完成品見本を事前に要求元に提出する。

5.3 本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と協議するものとする。

5.4 不明な事項については、契約担当官若しくは要求元に確認するものとする。

5.5 納品前の物品損傷については、納品業者負担とする。

ちらしイメージ

※デザインは変更になります。



Ground Self-Defense Force 1st Division Band

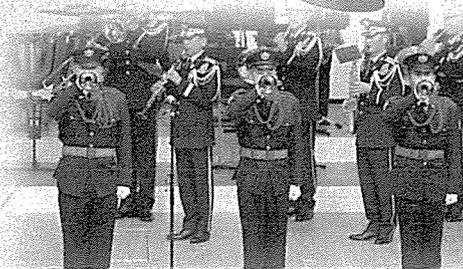
陸上自衛隊 第1師団 第1音楽隊



第39回 ふれあいコンサート



共演部隊



 らっぱ隊 (第1普通科連隊)



朝霞振武太鼓 (第1施設大隊)

令和5年 **9月5日** 火 開場 17:30

演奏時間 18:30~20:30

板橋区立文化会館 大ホール (東京都板橋区大山東町5-1-1)

最寄り駅 東武東上線「大山」駅 北口、都営三田線「板橋区役所前」駅 A3 出口

応募期間

7月 3日 (月) から
7月 27日 (木) まで

当落通知

8月9日 (木) までの間に、当選者に返信します。
抽選後、上記期日までに当選者本人に当選メールを送信します。
なお、落選者には通知をしませんので予めご了承下さい。

入場無料

要応募・抽選/重複無効

お申し込みはインターネットのみとなります。
第1師団ホームページからご応募下さい。
※電話及び往復はがきでの申し込みは出来ません。



【URL】 <https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/1d/index.html> 【e-mail】 adminpr-1d@inet.gsdf.mod.go.jp





第1師団
検索

主催/陸上自衛隊第1師団 共催/(公財)板橋区文化国際交流財団、板橋区防衛協会 後援/第1音楽隊後援会

お問い合わせ 陸上自衛隊 第1師団司令部 広報班 tel.03-3933-1161 (内線2152) 平日9時~17時受付

※東京都の新型コロナウイルス感染症状況、突発的な任務、災害等が発生した場合、本演奏会を中止する場合があります。

仕様書

陸上自衛隊仕様書	
第39回 ふれあいコンサート パンフレット	仕様書番号
	1DADM-11
	作成年月日
	令和5年5月10日
作成部隊等名	第1師団司令部総務課総務班

1) 概要

この仕様書は、第1師団司令部が「第39回ふれあいコンサート」に使用するパンフレットについて規定する。

2) 製品に関する要求

2.1 規格等

部品名	規格	備考
用紙	コート紙 110kg	A5 (4項) 両面カラー印刷、1,200部

2.2 形状・寸法等

形状および寸法は、規格等による。

2.3 外観

外観は、仕上がり優良で、傷、汚れなどの欠点がないものとする。

3) 検査

納品業者は、分任契約担当官の指名する者の定める検査を受けるものとする。

4) 納品時期

令和5年9月1日を納期とし、納品時に物品受領検査官による確認を実施し、規格及び校正内容の最終検査後納品受けする。

5) その他

5.1 要求元が作成するデータを元にパンフレットを印刷する。

(マイクロソフトオフィスのソフト (パワーポイント又はワード) で作成)

5.2 要求元は受注者に対し、作成した元データ (オフィスのソフト)、PDFデータ及び画像データを提出する。

5.3 受注者は提出したデータを元に調整・修正し、印刷用データを作成して要求元にデータ又は印刷した原稿を要求元に提出して確認を行う。

5.4 本仕様書に定めていない事項で疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と協議するものとする。

5.5 不明な事項については、契約担当官若しくは要求元に確認するものとする。

5.6 納品前の物品損傷については、納品業者負担とする。

